ハ　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合（変更前の外国人等直接保有議決権割合に関して、放送法第百二十五条第一項又は第二項において準用する同法第百十六条第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。）　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの

3　前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九条第五項に規定する変更の届出を要するものとする。

4　前三項の規定は、法第十七条第二項各号の総務省令で定める変更について準用する。この場合において、これらの規定中「第九条第五項」とあるのは「第十七条第二項」と読み替えるものとする。

（記載事項の省略）

第十五条　［略］

［２　略］

３　法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。）、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名若しくは名称、外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

［４　略］

（認定の申請）

第二十五条の四　法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［削る］

２　法第二十七条の十四第一項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする法人又は団体にあつては、その代表者の氏名又は名称

二　当該開設計画に対応する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

３　［略］

４　［略］

（認定等の拒否の通知）

第二十五条の六　［略］

２　前項の規定は、次条及び第二十五条の八の二の規定に基づく認定等の申請に準用する。

（記載事項の省略）

第十五条　［同上］

［２　同上］

３　法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。）、放送区域及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

［４　同上］

（認定の申請）

第二十五条の四　法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

［新設］

３　［同上］

４　［同上］

（認定等の拒否の通知）

第二十五条の六　［同上］

２　前項の規定は、次条及び第二十五条の八の規定に基づく認定等の申請に準用する。